

(13 歳以上 16 歳未満対象)

日本脳炎ワクチンの予防接種を受けるに当たっての説明

○保護者の方へ：必ずお読みいただき、接種当日保護者が同伴しない場合はこの用紙もお子さんに持参させてください。

【予防接種の対象となっている 13 歳以上のお子さんの保護者の方へ】

13 歳未満のお子さんが日本脳炎の予防接種を受けるには保護者の同伴が必要ですが、13 歳以上 16 歳未満の方への日本脳炎予防接種については、保護者がこの記載事項を読み、十分理解し、納得してお子さんに予防接種を受けさせることを希望する場合に、下記の「日本脳炎予防接種 保護者同意書」に署名することによって、保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができます。(当日は「保護者同意書」(この用紙)を必ず持参させてください。)

「保護者同意書」に署名するに当たり、接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめかかりつけ医、または担当課に確認して、納得したうえで接種させることを決めてからにしてください。

日本脳炎予防接種 保護者同意書

○保護者の方へ：下記事項をよくお読みください。

当日保護者が同伴しない場合には、日本脳炎ワクチンの予防接種を受けるに当たっての説明をよく読み、十分理解し、納得された上でお子さんに接種することを決めてから、この保護者同意書及び予診票の保護者自署欄に署名してください(保護者の署名がなければ予防接種は受けられません)。

13 歳以上から 16 歳未満の方を対象として実施する日本脳炎予防接種において、保護者が同伴しない場合に必要となるものです。お子さんが 1 人で予防接種を受ける場合は、必ず予診票とこの保護者同意書を提出してください。

保護者同意書の署名がないと予防接種は受けられません。

なお、接種を受ける方が既婚者の場合は、保護者自署欄の書名は本人となり、この同意書も必要ありません。

私は、日本脳炎の予防接種を受けるに当たっての説明を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種救済制度などについて理解しました。この文書を持参する本人の保護者として、日本脳炎予防接種を受けることに同意します。

なお、本様式が市に提出されることに同意します。

保護者自署

住 所

緊急の連絡先

(

)

(裏面をお読みください)

1 日本脳炎の症状について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。とくに、中国・四国から九州での日本脳炎の患者報告数が多くなっています。感染者のうち、100～1000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。しかし、いったん脳炎症状を起こすと、致死率は20～40%と高く、回復しても半数程度の方は重度の後遺症が残ります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種のあと副反応が起こることがあります。副反応の主なものは発熱、咳嗽、鼻漏、注射部位紅斑（赤み）、注射部位の腫脹（腫れ）などであり、これらの副反応のほとんどは接種後3日後までにみられるとされています。

なお、ごく稀に、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、水頭症、視力障害、視力障害、小脳失調症、意識障害などの重い副反応が起こることがあります。予防接種を受けた後、症状があったら、接種医のもとで必ず診療を受けてください。特に症状の強いときは、担当課へもご連絡ください。

3 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

定期の予防接種として定められた期間を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師及び担当課へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項 予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。

また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④MR（麻しん風しん）等、他の生ワクチンの接種後 27 日以上過ぎていない場合
- ⑤インフルエンザ等、他の不活化ワクチンの接種後 6 日以上過ぎていない場合
- ⑥その他、医師が不適当な状態と判断した場合

お子さんの健康状態が良好でない場合や以下の場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する場合
- ②予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた場合及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- ③接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある場合
- ④過去にけいれんの症状を起こしたことがある場合
- ⑤過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合

【女性の方への注意事項】

妊娠している方又はその可能性（生理が予定より遅れているなど）がある方は、原則的に予防接種をすることができません。

出産後又は妊娠していないことが確認された後、適当な時期に接種を受けてください。